



県章

山形県公報

令和7年11月11日（火）

第655号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………（健康福祉企画課）…1107
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1108
- 公共測量の終了の通知……………（農村計画課）… 同
- 公共測量の実施の変更の通知……………（県土利用政策課）… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）… 同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………1109
- 政治団体の届出事項の異動…………… 同
- 資金管理団体の指定……………1110
- 資金管理団体でなくなった旨の届出…………… 同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）…1111
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）…1112
- 同……………（ 同 ）…1113
- 同……………（ 同 ）…1114
- 同……………（ 同 ）… 同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（水産研究所）…1115

告 示

山形県告示第784号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和7年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N－（2－メチルフェニル）－N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕プロパンアミド及びその塩類（通称名 *ortho*-*Methylfentanyl*、*o*-*Methylfentanyl*）
- (2) 2－〔2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－メチル－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル〕－N，N－ジエチルエタン－1－アミン及びその塩類（通称名 *5-Methyl etodesnitate*、*Etomethazene*）
- (3) 3－〔2－（ジメチルアミノ）エチル〕－1H－インドール－4－イル＝プロピオナート及びその塩類（通称名 *4-PRO-DMT*）

- 2 失効の理由
条例第 2 条第 5 号に掲げる薬物に指定されたため
- 3 失効年月日
令和 7 年11月 8 日

山形県告示第785号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年11月11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
高橋建築株式会社 酒田市宮海字村東14番地の 2	かすみそう 酒田市ゆたか一丁目 8 番10号 西友 ハイツ 1 D	居 宅 介 護	令和 7.11. 1
高橋建築株式会社 酒田市宮海字村東14番地の 2	かすみそう 酒田市ゆたか一丁目 8 番10号 西友 ハイツ 1 D	重 度 訪 問 介 護	同

山形県告示第786号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年11月11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
東田川郡庄内町狩川地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和 6 年11月27日から令和 7 年 9 月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第787号

令和 7 年 8 月県告示第598号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、山形県知事から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和 7 年11月11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前）令和 7 年 7 月23日から同年10月31日まで

（変更後）令和 7 年 7 月23日から令和 8 年 3 月27日まで

山形県告示第788号

次の開発行為は、完了した。

令和 7 年11月11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和 7 年 8 月 8 日 指令村総建第244号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東村山郡中山町大字長崎字中川原6197番 4、6197番 6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称

山形市嶋南三丁目14番24号 株式会社 i . d . a

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和 7 年11月11日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

1 政党の支部のうち法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
立憲民主党山形県第 1 区総支部	原 田 和 広	松 本 美 治	山形市鈴川町 2 - 3 - 1	衆議院議員	令和 7. 9. 26

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
渡 部 智 也 後 援 会	渡 部 長 和	伊 藤 弘 光	鶴岡市越中山字谷口88	令和 7. 7. 1
暁 月	石 井 誠	石 井 誠	上山市永野字川原2168番地 5	同 7. 9
鈴木としまさ後援会	須 田 治 重	富 樫 吉 克	鶴岡市中京田乙75	同 7. 15

3 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
落合たくま後援会「両羽会」	落 合 拓 磨	佐 藤 美 穂	酒田市東中の口町 2 - 3	衆議院議員	令和 7. 7. 25

4 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
落合たくま後援会「両羽会」	落 合 拓 磨	佐 藤 美 穂	酒田市東中の口町 2 - 3	落 合 拓 磨	衆 議 院 議 員	令和 7. 7. 25

山形県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和 7 年11月11日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党山形県支部連合会	鈴木憲和	代表者の氏名	鈴木 憲 和	遠 藤 利 明	令和 7. 9. 8
		会計責任者の氏名	伊 藤 重 成	森 谷 仙 一 郎	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
笹原たかよしと天童の未来を創る会	笹原智恵美	代表者の氏名	笹 原 智 恵 美	笹 原 隆 義	令和 6.12. 5
山形県商工政治連盟	高橋智之	主たる事務所の所在地	天童市大字荒谷393番地96	天童市大字藤内新田42番地	同 7. 4. 1

山形県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

令和7年11月11日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
落 合 拓 磨	衆 議 院 議 員	落合たくま後援会「両羽会」	酒田市東中の口町2－3	令和 7. 7.20

山形県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和7年11月11日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体でなくなった年月日
笹 原 隆 義	笹原たかよしと天童の未来を創る会	令和 6.12. 5

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び新庄市役所において令和8年3月11日まで縦覧に供する。

令和7年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウンアクロスプラザ新庄
新庄市五日町字清水川1305の5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
ＴＯＨＯピクス株式会社	福島県郡山市本町一丁目4番14号	馬 場 栄 一 郎
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	大 高 耕 一 路
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	東京都千代田区二番町4番地5	水 落 辰 也

- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- 4 変更年月日
縦覧に供する届出書のとおり
- 5 届出年月日
令和7年10月24日
- 6 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年3月11日までに知事に提出することができる。
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び上山市役所において令和8年3月11日まで縦覧に供する。

令和7年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン上山
上山市仙石字元糸目791番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町 5 番42号	大 高 耕 一 路
株式会社ヤマダホールディングス	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	山 田 昇
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番21号	伊 藤 光 博

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

4 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

5 届出年月日

令和 7 年10月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 8 年 3 月11日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び米沢市役所において令和 8 年 3 月11日まで縦覧に供する。

令和 7 年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

徳町ショッピングセンター

米沢市徳町440番 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番21号	伊 藤 光 博

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

4 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

5 届出年月日

令和 7 年10月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年3月11日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和8年3月11日まで縦覧に供する。

令和7年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン成沢

山形市成沢西一丁目6番17号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	大 高 耕 一 路
YTホールディングス株式会社	山形市大字青柳字一本木85	鈴 木 吉 徳
TOHOピクス株式会社	福島県郡山市本町一丁目4番14号	馬 場 栄 一 郎

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

4 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

5 届出年月日

令和7年10月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年3月11日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び米沢市役所において令和 8 年 3 月11日まで縦覧に供する。

令和 7 年11月11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ米沢店

米沢市成島町三丁目2758番地16

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番21号	伊 藤 光 博

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

4 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

5 届出年月日

令和 7 年10月24 日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 8 年 3 月11日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和 8 年 3 月11日まで縦覧に供する。

令和 7 年11月11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品鶴岡インター店

鶴岡市美咲町34番地 6 外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和 7 年10月24 日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年3月11日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年11月11日

山形県水産研究所長 本 登 渉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度漁業試験調査船「最上丸」中間検査受検手続及び上架整備業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県水産研究所総務課 鶴岡市加茂字大崩594 電話番号0235(33)3150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年10月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社ヤマニシ 宮城県石巻市西浜町1番地2
- 5 随意契約に係る契約金額 44,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

令和7年11月11日印刷
令和7年11月11日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県